

平成29年度生活扶助基準検証の進め方

平成29年度生活扶助基準検証の進め方

- 生活扶助基準の水準の検証については、第28回生活保護基準部会において、全国消費実態調査の消費支出データを年間収入階級五十分位別に分類した上で、変曲点や抵抗線の考え方をを用いて消費の変動についてきめ細かく分析するなどして、比較対象として妥当な所得分位等の検討を行うことを大きな方針としてまとめた。
- 生活保護基準部会検討作業班においては、その年間収入階級五十分位の設定方法について議論を行った。

検討作業班における主な議論の内容

- 年間収入階級五十分位の設定方法について、事務局から消費支出データを世帯人員1人あたりに換算して設定することについて提案したところ、以下の課題が挙げられた。
 - ・ 2人以上の世帯の消費水準は、世帯人員数や年齢構成によって多様に変化すると考えられることから、多様な消費実態を適切に反映した「世帯人員1人当たりの消費水準」を算出することは困難ではないか。
- このため、世帯人員数や年齢構成によって消費傾向が異なる点を踏まえた上で、五十分位の設定方法について議論を行い、以下の意見が出された。
 - ・ 五十分位別の消費動向を見ることを考えると、消費傾向が異なる世帯をまとめて分析するのではなく、モデル世帯を設定し、世帯類型を統一した上で、収入階層による消費の違いを分析することが適当ではないか。
 - ・ モデル世帯を設定する場合、世帯類型によって消費傾向が異なる点を踏まえて、高齢者世帯と高齢者世帯以外の世帯に分けて設定してはどうか。
 - ・ 世帯類型による消費傾向を考慮する場合には、特に高齢者世帯について、年収以外の貯蓄や負債をどのように扱うか、検討が必要ではないか。

検証作業方針(案)

- 今回の生活扶助基準の検証に当たっては、収入階層による消費の違いを分析するために、モデル世帯を設定してはどうか。
- モデル世帯を設定するに当たっては、年齢階級別にみた生活状況等を踏まえ、「高齢単身世帯」と「夫婦子1人世帯」の2つのパターンを設定してはどうか。
- 「高齢単身世帯」については、平成19年検証では60歳以上を対象としていたが、近年の高齢者の生活状況を踏まえ、65歳以上を対象としてはどうか。

平成27年7月末時点の生活保護受給世帯における年齢層別に見た世帯構成の分布

○ 生活保護受給世帯の世帯構成について、世帯人員を年齢層別に分けた組み合わせ状況を見てみると、高齢単身世帯が726,141世帯と最も多くなっている。

年齢層の定義 「児童」18歳未満、「若年」18歳以上～65歳未満、「高齢」65歳以上

世帯人員		世帯構成													
1人世帯	1人目 (最高齢)	若年						高齢							
	世帯数	525,735 (32.8%)						726,141 (45.3%)							
2人世帯	1人目 (最高齢)	若年						高齢							
	2人目	児童	若年			児童	若年			高齢					
	世帯数	53,577 (3.3%)	49,488 (3.1%)			1,161 (0.1%)	61,559 (3.8%)			74,941 (4.7%)					
3人世帯	1人目 (最高齢)	若年						高齢							
	2人目	児童	若年			児童	若年			高齢					
	3人目 (末年齢)	児童	児童	若年	児童	児童	若年	児童	若年	高齢					
	世帯数	33,630 (2.1%)	13,632 (0.9%)	5,610 (0.4%)	274 (0.0%)	2,440 (0.2%)	5,602 (0.4%)	187 (0.0%)	6,531 (0.4%)	459 (0.0%)					
4人以上世帯	1人目 (最高齢)	若年						高齢							
	2人目	児童	若年			児童	若年			高齢					
	3人目	児童	児童	若年	児童	児童	若年	児童	若年	高齢					
	4人目以上 (末年齢)	児童	児童	児童	若年	児童	児童	児童	若年	児童	児童	若年	児童	若年	高齢
	世帯数	18,010 (1.1%)	14,421 (0.9%)	3,559 (0.2%)	803 (0.1%)	71 (0.0%)	1,124 (0.1%)	1,174 (0.1%)	749 (0.1%)	51 (0.0%)	379 (0.0%)	743 (0.1%)	8 (0.0%)	49 (0.0%)	11 (0.0%)

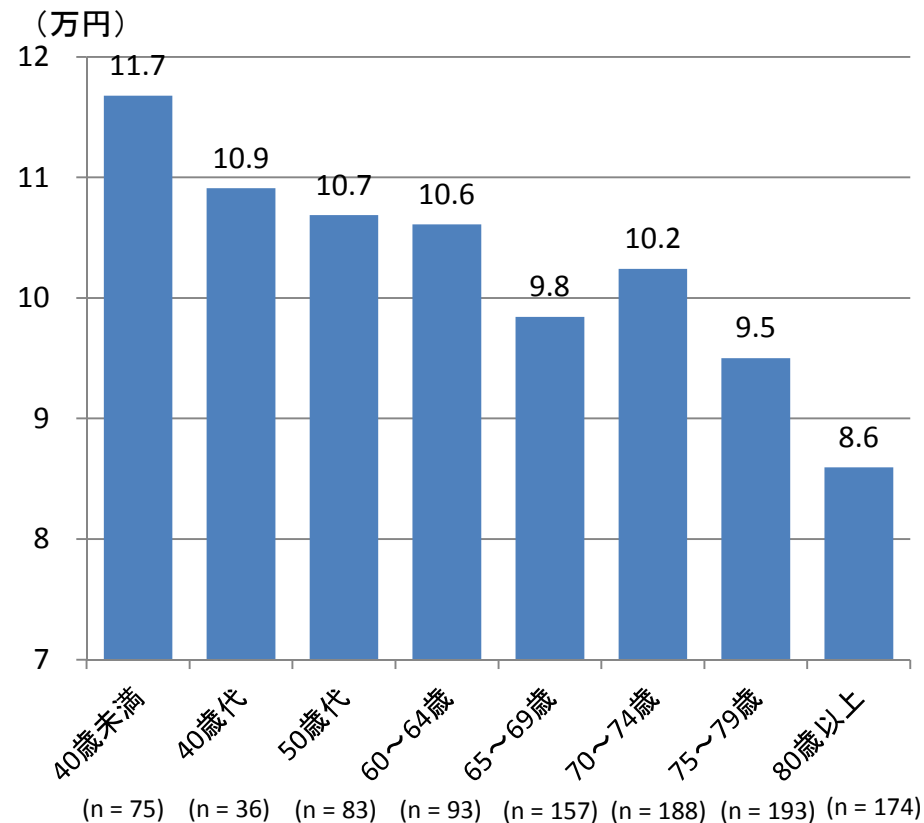
出典：「平成27年度被保護者調査(年次調査)」(厚生労働省)(特別集計)

年齢階級別にみた生活状況について ①消費活動の状況

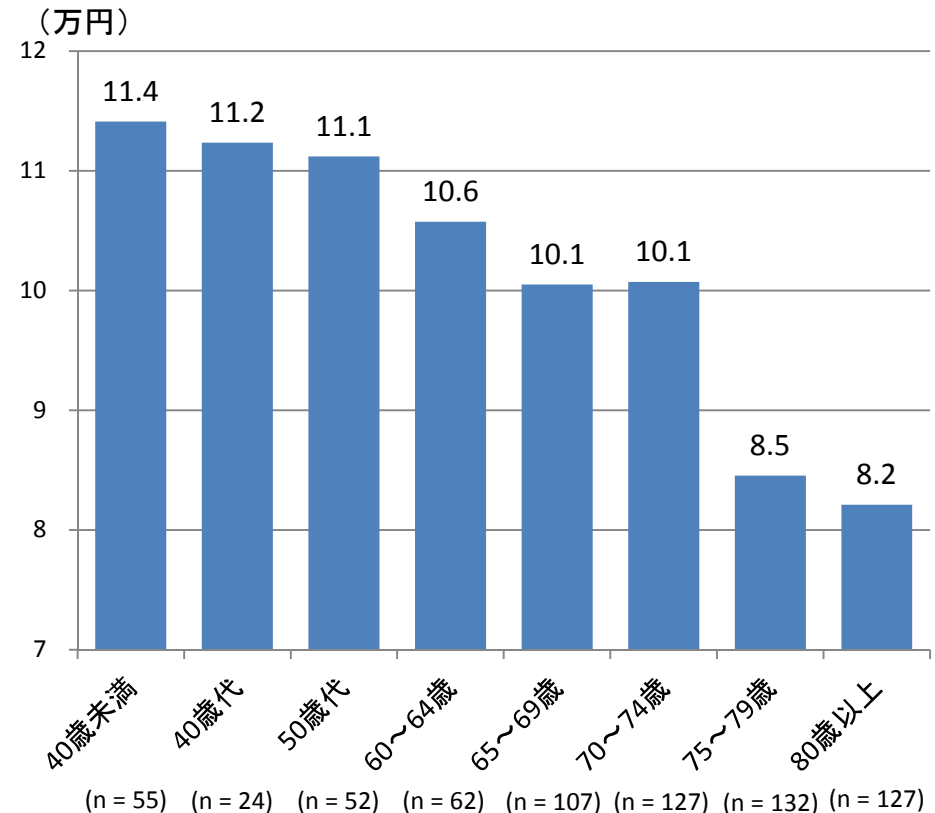
- 単身世帯の世帯主における年齢階級の消費支出をみると、年収・貯蓄額ともに第2・五分位値以下である世帯、年収第2・五分位値かつ貯蓄額第1・四分位値である世帯ともに、65歳未満と65歳以上との間にやや差が見られる。

単身世帯の世帯主の年齢階級別 消費支出

- 年収・貯蓄額ともに第2・五分位値以下



- 年収第2・五分位値以下かつ貯蓄額第1・四分位値以下



注:外れ値(平均値±2σ)は除外して集計している。

出典:「平成26年全国消費実態調査」(総務省統計局)(特別集計)

年齢階級別にみた生活状況について ②就労の状況

- 年齢階級別の就業率については、25歳～59歳では大きな差は見られない。
- 60～64歳と65歳～69歳を比較すると20%以上の差がある
- 60～64歳の就業率(男女計)は、平成18年と平成28年を比較すると10%以上、上昇している。

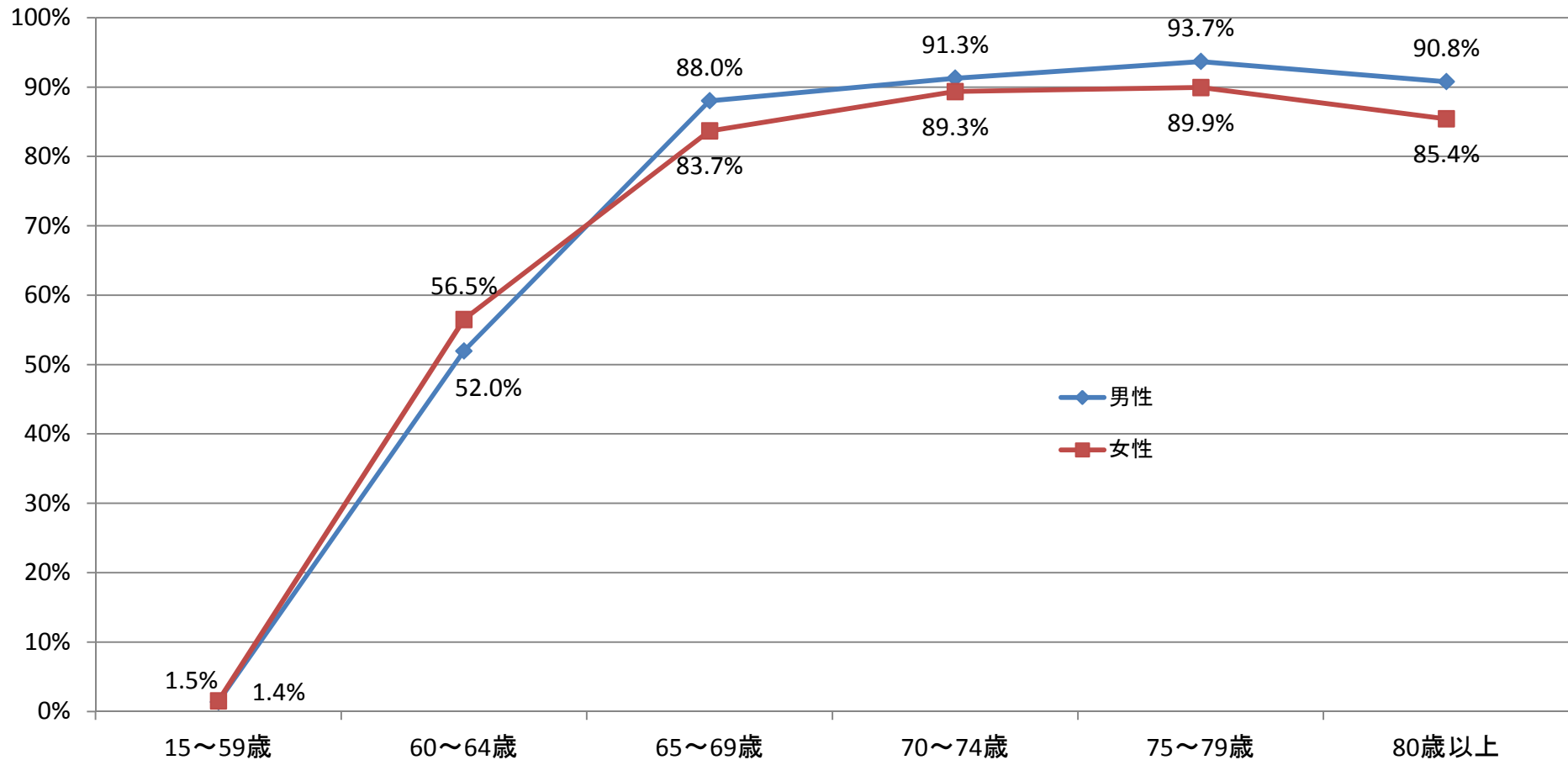
		就業率(%)													
		総数	15	20	25	30	35	40	45	50	55	60	65歳以上	65～69	70歳以上
(H18年) H28年	男女計	(57.9) 58.1	(14.9) 16.6	(64.2) 67.2	(80.0) 83.8	(76.2) 81.3	(77.3) 81.5	(81.7) 83.7	(83.1) 85.1	(80.5) 84.0	(73.8) 79.9	(52.6) 63.6	(19.4) 22.3	(34.6) 42.8	(13.3) 13.7
	男	(70.0) 68.1	(14.9) 16.7	(63.1) 66.1	(88.0) 89.4	(92.3) 91.8	(93.5) 92.9	(94.3) 93.7	(94.0) 93.7	(92.6) 92.4	(89.6) 90.6	(67.1) 76.8	(28.4) 30.9	(45.7) 53.0	(20.3) 19.9
	女	(46.6) 48.9	(15.0) 16.5	(65.4) 68.3	(71.5) 78.2	(59.7) 70.3	(60.9) 69.8	(68.9) 73.6	(72.1) 76.5	(68.6) 75.4	(58.6) 69.3	(39.0) 50.8	(12.8) 15.8	(24.6) 33.3	(8.7) 9.2

出典:「労働力調査」(総務省統計局)

年齢階級別にみた生活状況について ③公的年金の受給状況

○ 年齢階級別に公的年金を受給している者の割合をみると、男女ともに65歳以上はほぼ同水準となっている。

公的年金・恩給有りの者の割合(15歳以上)



出典:「平成27年国民生活基礎調査」(厚生労働省)

平成29年度生活扶助基準の検証におけるモデル世帯について

モデル世帯 (案)	年齢(条件) (案)	採用する理由
高齢単身世帯	65歳以上	<ul style="list-style-type: none"> ○ 年齢階級別に消費動向や就労状況等の生活状況を見ると、高齢者と若年者では特性が異なると考えられることから、高齢者のモデル世帯を設定する必要があること。 ○ 高齢者に着目すると、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 65歳を境に、生活状況に違いが見られること。 ・ 生活保護受給世帯の中で65歳以上の高齢単身世帯が最も多いこと。
夫婦子1人世帯	<p>親(18歳～64歳) 子(18歳未満)</p> <p>※ サンプル数を確保するため、年齢区分は広く設定する必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 若年者の消費を分析する場合、成人の需要だけでなく、子どもの需要も踏まえる必要があることから、両者の評価が可能である、子どもがいる若年者の世帯を設定する必要があること。 ○ 消費の分析に用いる全国消費実態調査のサンプルを十分に確保する必要があること。 ○ これまでも標準モデル世帯として使用してきたこと。

※全国消費実態調査上のサンプルサイズは、「高齢単身世帯」は約3,000、「夫婦子1人世帯」は約4,000。

モデル世帯を用いた五十分位の設定方法(案)

モデル世帯毎の設定

- 年収階級五十分位別の消費支出データの作成に当たっては、世帯類型によって消費傾向が異なる点を踏まえ、「高齢単身世帯」と「夫婦子1人世帯」に分けて設定する。

生活保護受給世帯と推察されるデータの除外

- 生活保護受給世帯と推察されるデータは予め除外した上で、五十分位を設定する。除外方法については、以下の方法を採用してはどうか。

※ 生活保護受給世帯と推察されるデータの除外方法(案)

『以下の条件をすべて満たす場合を生活保護受給世帯と推察してデータから除外する。』

✓ 支出費目「NHK受信料」、「保健医療(医科)」、「保健医療(歯科)」、「自動車関係費」、「個人住民税」、「土地家屋借金返済」がいずれも「0」。

✓ 「住宅ローン」無し。

✓ 収入費目「他の社会保障給付」が計上されている。(児童手当受給対象世帯は、当該世帯が受給されると見込まれる児童手当以上の額が計上されている場合に限る。)

✓ 現住居以外の住宅又は土地、自動車を所有していない。

高齢者の貯蓄を考慮した年収の設定

- 「高齢単身世帯」の五十分位設定に当たっては、高齢者は他の年齢層に比べて貯蓄を取り崩して生活費を賄っている世帯が多くいると想定されることから、分位を設定する際の年収は、貯蓄を考慮する必要があるのではないかと。また、貯蓄を考慮する場合、以下の方法を採用してはどうか。

※ 貯蓄を考慮する方法(案)

『貯蓄考慮の年収 = 年収 + (資産 - 負債) / 平均余命』